

第 1 2 回南沢五丁目商業施設建設計画に伴う地域貢献に関する検討会要録

日時・場所	平成23年8月20日(土) 18:00~20:00 第五小学校視聴覚室	
出席者	委員	11名(欠席3名)
	市	高橋都市建設部長、(事務局) 土屋都市計画課長、都市計画課職員3名
次第	1. 開会 2. 議事 (1) 安全・安心のまちづくりのための対応について ・最終報告書(案)の取りまとめ (2) その他 3. 閉会	
議 事		
次第1 開会		
座長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本日の出席状況報告。本日は委員14名中10名の出席、2名の委員から欠席、1名の委員から遅刻の連絡があり、1名の委員からは連絡がない。定足数に達しているため、会議は成立している。 ・ 前回の会議要録は、事前に配布している。内容について修正等があれば本日頂きたい。 (修正意見なし) ・ 名前を削除した上で、市のホームページに掲載する。 	
次第2 議事 (1) 安全・安心のまちづくりへの対応		
・最終報告書(案)の取りまとめ		
座長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に配布済みの資料について説明を事務局にお願いする。 	
事務局 (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料確認・説明。 南沢五丁目商業施設建設計画に伴う地域貢献に関する検討会 最終報告書(案) 	
座長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事1(1)安全・安心のまちづくりのための対応についての最終報告書(案)の取りまとめに入る。 最終報告書(案)は、正副座長との調整を基に作成したものである。本日は追加したい点など意見を頂いて、最終報告書として取りまとめる。 ・ まず、1ページ「最終報告にあたって」について意見を頂きたい。 	
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体的に「～が望ましい」というような文章が多い。例えば「一体となった取組が必要です」とあるが、取り組まない場合どうするのか。処分をするのか。何も書かれていないが。 	
座長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討会からの意見を投げかけるかたちになっているので、こういう文章表現になっている。 	
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間報告の要望については、事業者から「やります」という回答をもらえたのか。 	
座長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間報告に基づく事業者への協議依頼の席に正副座長も同席したのだが、要望によっては事業者からその時に回答を頂いたものもある。基本的には、その後市と事業者で1項目ずつ協議をしていくという手順を踏んでいった。 	

委員	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が「やる」と言ったのにやらない場合は、市が責任をもって対応するという認識でいいのか。
座長	<ul style="list-style-type: none"> そのように認識している。 1ページの「最終報告にあたって」について何か意見はあるか。
委員	(意見なし)
座長	<ul style="list-style-type: none"> 9ページの(1)検討にあたっての視点、10ページの(2)安全・安心のまちづくりに向けた取組について意見を頂きたい。
委員	(意見なし)
座長	<ul style="list-style-type: none"> 2の(1)交通対策について意見を頂きたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ここに入れるのが適切なのか分からないが、例えば交通量調査を出店前と出店後に行うなど、交通量の増加を客観的に証明する何かが必要だと思う。
事務局 (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> 交通量の増加を予測しているが、それでも交通処理が可能であるという事業者の予測評価結果が出ている。 事業者は、環境影響評価の事後評価として、開店後に予測とどのくらい違うのか検証しなければならない。これは都の環境影響評価の条例の規定されている。 報告書では、渋滞によりバスの運行が遅延する事態になった場合などに何らかの対応をとることとあり、このような具体的な事実に基づいて要請をしていくこととしたい。この場合であれば、バス事業者、交通管理者である警察、そして事業者と協議することになる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 最終報告書は、誰に対する報告書か。
事務局 (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> 市長に対してである。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 報告書は同時に警察や消防等へ市長名で提出すると考えていいのか。
都市建設部長	<ul style="list-style-type: none"> 最終報告書は関係機関に送付し、対応について検討してもらうことになる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 一番大事なのは、要望がしかるべき所へ行き、そこから回答を頂くということ。事業者からは回答があるだろうが、警察からも回答をもらうことを確保したい。
都市建設部長	<ul style="list-style-type: none"> 文書による回答をもらえるかどうかは分からないが、警察へは、事業者が大店立地法関連の細かい調整を行う際、対応を図ってもらえるようにしたいと考えている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> それはお願いしたい。実際にはなかなか担保できないとは思われるが、ある程度は回答を求めたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ここには載っていないが、事業者としてはたくさんの来店客を呼ばなければならないので、シャトルバスを走らせると思うのだが。
座長	<ul style="list-style-type: none"> シャトルバスについては中間報告書で要望している。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 自転車や自動車で来店する人も、シャトルバスを利用すれば多少なりとも交通緩和になると思う。 また、シャトルバスが運行されれば地域住民も乗るので、渋滞が少なくなると思う。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> シャトルバスの運行については、7ページにあるように検討会から意見が出され、

<p>(都市計画課長)</p>	<p>事業者から回答を得ている。</p> <p>回答では、途中で乗降でき、地域住民の生活の足としても利用できるようなバスの運行形態を含めて協議するとしている。</p> <p>シャトルバスは、ひとつの場所と商業施設間しか結ばず、「地域住民の生活の足」となると路線バス扱いになるため、地元バス会社と協議が必要になる。協議の結果、路線バスの運行はできないとなっても、事業者は、シャトルバスの運行は計画していると回答している。</p> <p>ただ、ひばりヶ丘と田無駅を結ぶ路線バスなどは本数が多いので、地元バス会社と協議が整うかという課題はある。</p> <p>事業者は、そうしたことを含めて、交通緩和策としてシャトルバスを運行したいと言っている。具体的なバスルートは、まだ協議をしていない。</p> <p>また、シャトルバスを走らせる場合には、バスを待つ場所も設置しなければならず、道路管理者である市との協議が必要になるが、そこまでの具体的な話はまだない。</p>
<p>座 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> このあたりは、東久留米駅に出るのに市内で一番不便である。そうしたことから、シャトルバスを途中で乗降できるよう要望してきた。地域住民の生活の足としてバスを確保することはとても大事。市からも、バスルートについて事業者へ意見してもらえるようお願いしたい。
<p>委 員</p>	<ul style="list-style-type: none"> 13ページの荷さばき車両対策、「五小東交差点での西東京方面から来る荷さばき車両の左折巻き込み事故を防止するため、五小東交差点を直進するような経路を検討する」ということについて。西東京市方面から入ってくる車両は、西原郵便局を右折して団地の中へ入り、一本杉のところを左折し、五小東の交差点を直進することか。それは可能か。
<p>事務局 (都市計画課長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価では、南沢通りを西東京方面から来て、五小東交差点を左折し五小通り側の荷さばきスペースに入る計画である。 これに対し検討会では、五小東交差点を一本杉の方から直進してくる方が、安全性が向上するとしている。このルートの方がスムーズで、特に問題がなければ事業者はこのルートを搬出入ルートとして考えると思う。 南沢通りの五小東交差点から西東京市境までは、今年度拡幅整備を行う予定である。その先の西東京市側は、平成25、26年度位の拡幅整備計画になっている。 搬出入ルートは、交通状況などを見ながら、このような意見も踏まえて事業者が最終的に判断していくのだと思う。
<p>座 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 搬出入ルートは、また変わるかもしれないが、事業者としては、安全な道を設定すると思う。
<p>委 員</p>	<ul style="list-style-type: none"> 最終報告書はよくできていると思う。 市の組織として、商業施設開店後に、商業施設を監督する部署があってもいいのかなと思う。例えば、14ページの周辺環境対策の中に「商業施設の室外機などの設備機器から発生する低周波音や振動、熱風などについて、立地後に周辺環境への影響を検証する」とあり、こういったことを監督する所管があってもいいと思う。

<p>事務局 (都市計画課長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市としては、道路に関しては施設管理課が指導・監督、環境等については環境政策課で取り扱いをしている。 環境影響評価の手続きは都になるが、実質的に公害・環境への影響についての相談窓口は環境政策課である。また、大店立地法については産業振興課が所管するといったように、内容に応じて各部署で対応する。 現時点では、都市計画課が全体の集約をしており、この検討会も都市計画課が所管しているが、内容によって関係部署が受け持つようになる。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大型商業施設を受け入れるのだから、この報告書全体を統括するような組織があればいいのではないかと思う。 難しいのは、16ページにあるような「地域の要望を聞く窓口」を設置することだ。都市建設部で商業施設を統括して監督する課を設置したほうがいいと思う。
<p>座長</p>	<ul style="list-style-type: none"> その事については、最後の「その他」の部分で意見を頂きたい。 (2)の周辺環境対策について意見を頂きたい。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市は事業者に対し、「このテナントは出店できる、できない」という交渉や要望はできるのか。
<p>事務局 (都市計画課長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域貢献施設機能の導入の際、地域に必要な施設、例えばクリニックや育児支援施設などについては市が設置要望を伝えたところ、事業者から積極的に誘致を図るとの回答があった。しかし、個別のテナントの出店を要望するのは難しい。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> どのようなテナントが入るか分からないのは、問題ではないか。
<p>事務局 (都市計画課長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 出店するテナントはまだ決まっていない。もちろん事業者はリサーチをしているのだろうが、開店の1年位前からテナントの精査を始めるとのことである。そのため、現段階でどのようなテナントが入るかという情報は市に入っていない。
<p>座長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 以前、事業者には子どもたちに悪影響を及ぼさないようなテナントの出店や、地域でしっかりと子どもたちの環境を監視していることを伝えたので、きちんとしたテナント選定をしてもらえらると思う。さらに、報告書では店員の教育も要望しており、地域にそぐわないテナントは選べないだろう。そのため、ある程度の歯止めになるのではないか。 市がどの程度までテナントについて知る必要があるのか分からないが、何か疑問があったときは事業者を確認するというかたちでやっていくほかない。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> 16ページに「学習環境や通学環境に十分配慮し計画を進める」とあるが、皆さんの話を聞いていると、このあたりをもう少し強調する必要があるかもしれない。また、何かあれば事業者に要望できるよう協議の場を設けると報告書にも記載している。
<p>座長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 協議の場を設けることについては重要なことなので、のちほど話をしたい。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ただ単に、どのようなテナントが入るか事業者に聞いてもらえないか、と言っているだけなのだが。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> おそらく、他店と似たり寄ったりのテナントが入るのだろう。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> もっと特色のあるテナントを入れるべきである。
<p>座長</p>	<ul style="list-style-type: none"> では、事業者と会う機会があれば、そこで話をさせていただけるよう、市にはお

	<p>願いしておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 次に、(3) 防犯、青少年非行防止対策、(4) 防災対策について意見を頂きたい。
委員	(意見なし)
座長	<ul style="list-style-type: none"> (5) その他で、開店後も要望を聞いてもらえるような窓口を設置する、また、協議する場を設けると要望している。 <p>商業施設について総合的な窓口が今後どこになるか心配である。都市計画課がいつまでも商業施設建設を所管しているわけではないので、市長にはその点を要望していかなければならない。</p> <p>市の中に、要望を振り分ける部署が必要だし、住民側もひとつになれるようなところが必要である。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> 関係部署から2人くらい職員を出して「イオン対策室」を立ち上げ、商業施設開店後、半年くらいそこで対応させればうまくいくのではないか。
都市建設部長	<ul style="list-style-type: none"> どの部署が窓口になるかは、今後庁内で検討する。 問題発生の際は、関連部署の職員が同席の上で、皆さんと協議をして解決していくようになるだろう。 報告書の内容は、庁議にて市長や全部長に報告する。内容について全部長に確認してもらい、その後各部に周知するという流れになる。
座長	<ul style="list-style-type: none"> こうした意見があることを市は参考にしてもらいたい。 今後、住民組織をつくる場合には、協力できる方には協力してもらいたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> この報告書に対する消防や警察などの対応について、市からのフィードバックはあるのか。報告書を作って、出して、おしまい、という可能性もある。
事務局 (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> 対応については、相互にリンクする部分がある。例えば、事業者が交通対策を計画しても、指導監督する警察としては具体的にどういう対策が必要か、交通対策上何が必要なのか、警察としての見解がある。それに加え、この報告書の内容を踏まえて協議していくことになるが、どうしても全ての要望を実現するのは困難であると思う。 <p>最終的には、住民の懸念や要望を踏まえ、より実効性がある対策を講じていく。報告書の要望は、最終計画を作る上での基礎資料となるため、ひとつひとつに回答するのは難しい。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> 報告書の内容について「できる、できない」のまとめはしないということか。
事務局 (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者と警察の協議結果については、市も道路管理者や産業振興などの立場から、きちんと意見を言わなければならない。 <p>一方、報告書の中には市として対応を検討しなければならない部分もある。その場合は要望に応えるような方策を所管課が考えるようになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 言いつ放しで終わるわけではないが、回答が難しい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 皆さんの不安の集積がこの報告書なのに、無視される要望があるということか。
事務局 (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> 無視ではなく、それが現実的に可能か否か、ということである。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 皆さん、時間を割いて集まっているのだから、こういう結果にまとまったという報

	告があつていいのではないか。
事務局 (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> 時間的なものがあり、いつ回答できるか分からない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> せめて「この部分については検討中」だとか、「この部分については即回答できる」くらいは言うことができるのではないか。
事務局 (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、安全・安心のまちづくりについて地域住民の意見を聞いた上で、その対策にあたるとして、この検討会を設けた。そのため検討会としては、意見をまとめ、市長に報告する時点で、市長の依頼に応えたことになる。 その後、市長が住民に回答する機会を設けられれば、一番いいとは思ふ。
委員	<ul style="list-style-type: none"> では、住民への回答する機会を設けるよう市長に伝えてもらいたい。報告書は市ホームページで公表するのだから、市民にとっても、今後どういう方向で進んでいくのかは、知りたいことだと思う。 報告書は皆さんの意見の集積なのだから、それに対するフィードバックがほしいということを経験書に入れてもらいたい。
事務局 (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> 回答結果をホームページで公表するのもひとつの手だと思うが、実際どうするかは検討させてもらいたい。
座長	<ul style="list-style-type: none"> 市長に報告書を渡す時に、皆さんの気持ちは伝える。私たちの役割は市長への報告までだが、その後どうなったか、携わった者として知りたいし、市民にも知らせたい。もちろん、要望には長いスパンで実現できるものと、短いスパンで実現できるものがあることも知っている。それを含めて、市長と話をしたいと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 報告書の前段部分である、社会貢献施設機能の導入については、事業者から回答をもらっている。新たな委員はその内容を知らないと思うので、回答を配付してもらいたい。
事務局 (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> 了解した。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 今回の報告書の後段部分についても回答をいただきたい、と市長に伝えてもらいたい。
事務局 (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者としては「意見を踏まえてやっていく」というくらいの回答しかできないだろう。大切なのは、例えば、どの交差点に交通誘導員を張りつけるか、とか、警備体制をどうするのか、などといった具体的な対応だと思う。そうすると、実際の計画を立ててからでないと話にならない。現段階では、環境影響評価の配慮事項のような答しかないと思う。 何よりも、回答の時期が難しい。警察や都の協議を踏まえないと、事業者としては回答を出せない。いずれにしろ、この報告書と併せて、大店立地法の説明会での意見を踏まえて、出店に向けて計画をつくっていくことになると思われる。
座長	<ul style="list-style-type: none"> 市長や事業者と話す機会を設けるといことで、対応したい。 (5) その他の内容について意見はあるか。
委員	(意見なし)
座長	<ul style="list-style-type: none"> 18ページの「おわりに」について意見を頂きたい。

	<ul style="list-style-type: none"> ここでは、提案内容に地域貢献や安全・安心のまちづくりに関するすべての事項を盛り込んでいないことや、開店後の問題や課題への対応について記載されている。 内容はこのままで良いか。
委員	(異議なし)
座長	<ul style="list-style-type: none"> 事務局から今後について説明願いたい。
事務局 (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> この報告書案について大幅な修正はないようなので、最終的な文言チェックをし、座長、副座長の確認をもって、最終報告書としたい。そのため、次回は報告書の確認というより、市長に出席してもらい、会から市長に報告するというかたちに設定したい。
座長	<ul style="list-style-type: none"> 市長に報告書を手渡しし、その場で今出た意見を伝えることとする。
(2) その他	
事務局 (都市計画課長)	<p>【開催日程について説明・調整】</p> <ul style="list-style-type: none"> 9月17日の土曜日、午後5時から、場所はここで良いか。
委員	(異議なし)
次第3 閉会	